

2026 年戦略的投資優先計画（SIPP）の承認

2026 年 8 月

One Asia Lawyers Philippines Team

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン弁護士 Razel Ann P. Esteban

1. 概要

2026 年 5 月 21 日、ラルフ・レクト官房長官代行は、マルコス・ジュニア大統領の代理として覚書命令（Memorandum Order）第 47 号に署名し、2026 年戦略的投資優先計画（2026 Strategic Investment Priority Plan、以下「2026 年 SIPP」）を承認しました。2026 年 SIPP は、投資優先化のための強化策を提供し、新興産業・フロンティア産業の対象範囲を拡大するとともに、フィリピンの長期開発計画に沿った経済活動を支援するため、よりの確な支援策・財政的インセンティブの付与を実現するものです。



2026 年 SIPP は、投資委員会（Board of Investments、BOI）、財政インセンティブ審査委員会（Fiscal Incentives Review Board、FIRB）、投資促進機関（Investment Promotion Agencies、IPA）、ならびに官民の関係者との協議・調整を経て策定されました。

改正国内税法（National Internal Revenue Code、NIRC）第 292 条のもと、税制上のインセンティブは SIPP に基づき承認された登録プロジェクト・事業のみに付与されます。したがって、SIPP の改正内容を把握しておくことは、フィリピンへの新規投資を検討する企業にとって不可欠となります。SIPP は登録プロジェクトをティア（Tier）別に分類しており、プロジェクトに付与される税制上のインセンティブは、ティア分類のほか、プロジェクトの所在地等の要素に基づいて決定されます。

2026 年 SIPP は 2026 年 6 月 2 日に官報に掲載され、その 15 日後の 2026 年 6 月 17 日に施行されました。BOI は現在、SIPP に関する一般方針・具体的ガイドラインを最終調整中であり、2026 年第 3 四半期中の公表を目指しています。

2026 年 SIPP は、優先プロジェクト・事業に関する 3 段階のティア制度を設けた 2022 年 SIPP を発展させたものです。2026 年 SIPP と 2022 年 SIPP の主要な更新点・相違点は以下のとおりです。

2. Tier I

Tier I は以下のいずれかに該当する活動として定義されています（改正 NIRC 第 296 条）。

- a) 雇用創出の高いポテンシャルを有するもの。
- b) 市場の失敗により基本的な財・サービスの供給不足が生じているセクターで行われるもの。
- c) 革新、高度化またはバリューチェーンの高度化を通じた付加価値創出をもたらすもの。
- d) 産業発展に不可欠なセクターに対する重要な支援を提供するもの。
- e) 潜在的な競争優位を背景として新興化しつつあるもの。

2022 年 SIPP においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックへの対応に特化して策定された 2020 年投資優先計画（Investment Priorities Plan、IPP）の対象活動が、全面的にティア I に引き継がれていました。一方、2026 年 SIPP では、ティア I を「現代的な基礎的ニーズ（Modern Basic Needs）」と「サステナビリティ推進型産業（Sustainability-Driven Industries）」の 2 カテゴリーに再編し、最近の経済・産業政策ならびに昨今の社会課題を反映した形で対象活動を見直しています。実質的には、2026 年 SIPP は 2020 年 IPP 以来、約 6 年ぶりの大幅改訂と位置づけられます。

ティア I の 2 つのカテゴリーとそれぞれの対象活動の詳細は以下のとおりです。

2022 年 SIPP	2026 年 SIPP
ティア I は 2020 年投資優先計画（IPP）に列挙された全活動を包含。 2020 年 IPP の対象活動： - COVID-19 パンデミック対応に関連する適格活動 - 過密都市部以外における雇用機会創出プログラムを支援する活動への投資 - 農産品加工を含む適格製造活動 - 農業・漁業・林業 - 医療・災害リスク低減管理サービス - クリエイティブ産業、航空機整備、産業廃棄物処理、電気通信等の戦略的サービス - 集合住宅（Mass Housing） - 地方自治体 PPP を含むインフラ・物流 - イノベーション推進活動 - インクルーシブ・ビジネスモデル - 環境・気候変動関連プロジェクト - エネルギー	- 現代的な基礎的ニーズ（Modern Basic Needs） - 農業・漁業・林業 - 製造業 - ハラール・コーシャー・オーガニック関連活動 - サービス業 - 医療・災害リスク低減管理サービス - インフラ・物流 - エネルギー - サステナビリティ推進型産業（Sustainability-Driven Industries） - 産業廃棄物・有害廃棄物処理 - 大量水処理・供給 - 排水処理 - 環境・気候変動関連プロジェクト 2026 年 SIPP では、ハラール・コーシャー・オーガニック関連活動もティア I に追加。

2026 年 SIPP はさらに、ティア II またはティア III の適格要件を満たす場合を除き、以下の特定の活動についてティア I に分類されるものとしています。

- (1) 輸出活動（輸出製品の生産・製造、サービス輸出、輸出業者支援活動を含む）
- (2) 特別法に基づく活動（全 IPA または BOI のいずれかのみに適用される場合がある）
- (3) バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治区（BARM）優先活動-特に、共和国法（Republic Act）第 11439 号（イスラム銀行法）に基づくハラール観光・投資事業

3. Tier II

Tier II は、国内で生産されていないが産業発展にとって重要な原材料、部品・コンポーネントおよび中間サービスを生産する活動、ならびに原油精製を含む輸入代替活動を対象とします（改正 NIRC 第 296 条第 2 項）。

2022 年 SIPP と比較して、2026 年 SIPP はティア II のカテゴリーを再編し、対象活動をより詳細に規定しながらも、国内産業バリューチェーンの重要な空白の解消ならびに強靱で持続可能な産業の振興という基本方針は維持しています。2022 年 SIPP および 2026 年 SIPP におけるティ

ア II のカテゴリと対象活動の概要は以下のとおりです。

2022 年 SIPP	2026 年 SIPP
ティア II の活動は主に以下に分類： 1. グリーン・エコシステム 2. 健康関連活動 3. 防衛関連活動 4. 産業バリューチェーンの空白 5. 食料安全保障関連活動	2022 年 SIPP と実質的に同種のサービスを対象とし、以下に再分類： 1. 防衛関連サービス活動 2. 産業バリューチェーンの空白 a. IC 設計 b. 海水淡水化プラント c. サプライ/バリューチェーンの強靱化 d. サステナビリティ関連活動（2022 年 SIPP のグリーン・エコシステムに相当） e. 健康関連活動 3. 食料安全保障関連活動

4. Tier III

Tier III は以下の活動を対象としています（改正 NIRC 第 296 条第 3 項）。

- (i) 顕著な付加価値の向上、生産性の向上、効率性の改善、科学・医療の画期的発展、高賃金雇用をもたらす研究開発活動
- (ii) フィリピンで登録・ライセンス許諾された新知識・知的財産を生み出す活動
- (iii) 登録事業者（Registered Business Enterprise、RBE）が所有または共有する特許、意匠、著作物、実用新案の商業化を伴う活動
- (iv) 高度技術製造を伴う活動
- (v) サイバーセキュリティ、人工知能、データセンター設備を含む、経済の構造転換に不可欠であり相当程度のキャッチアップ努力を要する活動。

2022 年 SIPP と比較して、2026 年 SIPP はティア III の活動を再編・詳細化し、先端技術・研究開発・イノベーションに係る各分野をより明確に整理しています。また、科学・技術・イノベーションを支援する施設も独立して列挙されています。

2022 年 SIPP および 2026 年 SIPP におけるティア III の対象活動の概要は以下のとおりです。

2022 年 SIPP	2026 年 SIPP
ティア III の活動は主に以下に分類： 1. 研究開発 2. 革新的製品・サービスの高度技術製造・生産 3. イノベーション支援施設の設立	1. 科学・技術・イノベーション関連活動 a. 研究開発 b. 特許・著作物・実用新案等の商業化 c. 航空宇宙 d. ウエハー製造 e. 防衛関連製造活動 f. 水素エネルギー g. 原子力エネルギー h. サイバーセキュリティ i. 人工知能・データサイエンス j. 量子技術 k. 産業 4.0・5.0 技術採用活動 l. 地理空間分析研究拠点 m. 付加製造技術

2022 年 SIPP	2026 年 SIPP
	n. 先端バイオテクノロジー o. 新型ハイブリッド種子の生産・採用 p. 革新的製品・サービス 2. 科学・技術・イノベーション支援施設

5. 企業が取るべき対応

フィリピンへの新規進出・事業拡大を検討する外資系企業は、2026 年 SIPP における優先活動の拡充内容を確認し、自社のビジネス・投資計画が対象活動に該当するか検討することをお勧めします。対象活動に該当する場合、外資系企業は、BOI が今後公表する具体的なガイドライン・方針を含む関係政府機関の施行規則等の公表を待ち、投資促進機関（IPA）への事業登録手続きを円滑に進め、税法・CREATE アクト（Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act）および CREATE MORE アクトに基づく財政的インセンティブを享受できるよう態勢を整えることが重要です。

また、今後発行が予定されている施行規則の状況をアップデートしていくことが必要となります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士
 フィリピン担当
 アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー

大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。

2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&A、債権回収、撤退支援、ESG関連など、幅広くアドバイスを提供している。

	APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer 2024 受賞 yasuaki.nanba@oneasia.legal
	Razel Ann P. Esteban One Asia Lawyers Philippines team Razel は、2021 年にフィリピン大学法学部を学部長表彰学生として卒業し、2022 年フィリピン司法試験の模範合格者となった。 その後 2022 年から 2025 年まで ACCRALAW 法律事務所の知的財産部門でジュニアアソシエイトとして勤務し、フィリピン国内外のクライアント向けに知的財産出願、訴訟、助言を含む様々な知的財産業務を担当。また、ライセンス契約、技術移転契約、データ共有契約、データ処理契約の審査を通じ、フィリピンの知的財産法およびデータプライバシー法規制への準拠を確保する経験を有する。 Razel は 2025 年に大阪で外国人弁護士として短期間勤務し、国際クライアントの日本商標ポートフォリオに関する窓口業務を担当するとともに、日本における知的財産出願及び権利行使に関する助言を提供した。 razel.esteban@oneasia.legal